

政令第九十号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十三条第四項、第十八条第二項、第四十一条の二第八項、第四十八条の二第八項、第三百三十一条第一項ただし書、第九十四条第一項、第二百六十九条及び第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「第四十九条」を「―第四十九条」に、「第四十九条の十一」を「第四十九条の十二」に改める。

第二条第一項中「関係選挙区の」の下に「日本国民の」を加え、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（投票区の廃止又は変更の告示）

第九条の二 市町村の選挙管理委員会は、法第十七条第二項の規定により設けた投票区を廃止し、又は変更

したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二章中第十条の次に次の一条を加える。

(市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の手続)

第十条の二 市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が分割開票区（法第十八条第二項の規定により市町村の区域（指定都市においては、区の区域）を分けて設けられる開票区をいう。第四十九条及び第四十九条の十二において同じ。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があつたと認める場合も、同様とする。

2 数市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が数市町村合同開票区（法第十八条第二項の規定により数市町村の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。以下同じ。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があつたと認める場合も、同様とする。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が数区合同開票区（法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。以下同じ。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならぬ。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があつたと認める場合も、同様とする。

4 都道府県の選挙管理委員会は、法第十八条第二項の規定により設けた開票区を廃止し、又は変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 都道府県の選挙管理委員会は、法第十八条第二項の規定により開票区を設けたときは、直ちにその旨を関係市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て関係区の選挙管理委員会）に通知しなければならない。同項の規定により設けた開票区を廃止し、又は変更した場合も、同様とする。

第四十六条第一項を次のように改める。

都道府県の選挙管理委員会は、法第五十六条の規定により投票の期日を定めた場合には、直ちにその旨

を告示し、かつ、関係のある数市町村合同開票区の開票管理者及び市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）に、その旨を通知しなければならない。

第四十六条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「場合においては」を「場合には」に改め、「投票管理者」の下に「（指定投票区を指定している場合には、指定投票区の投票管理者を含む。第四項、第四十八条第二項及び第四項、第九十九条第二項並びに第百条第二項において同じ。）」を加え、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、法第五十六条の規定により投票の期日を定めた場合には、直ちにその旨を告示し、かつ、関係のある投票管理者及び開票管理者（指定都市においては、関係のある数区合同開票区の開票管理者並びに区の選挙管理委員会を経て関係のある投票管理者及び開票管理者）に、その旨を通知しなければならない。

第四十八条第一項中「法第五十七条第一項」を「都道府県の選挙管理委員会は、法第五十七条第一項」に、「市町村の選挙管理委員会にあつては関係のある投票管理者及び開票管理者（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれらの者）並びに選挙長に、都道府県の選挙管理委員会にあつては関係のある数町村の区域を区域とする開票区」を「関係のある数市町村合同開票区」に改め、同条第二項中「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、法第五十七条第一項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした場合及び当該投票の期日を定めた場合には、関係のある投票管理者及び開票管理者（指定都市においては、関係のある数区合同開票区の開票管理者並びに区の選挙管理委員会を経て関係のある投票管理者及び開票管理者）並びに選挙長に、直ちに、同項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした旨及び当該投票の期日を、それぞれ通知しなければならない。

第四十九条中「(指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれらの者)」を削り、同条を第四十八条の四とし、第四章の二中同条の次に次の一条を加える。

(市町村の区域が数開票区に分かれている場合における投票箱等の送致を受けるべき開票管理者)

第四十九条 市町村の区域(指定都市においては、区の区域)(当該区域が二以上の選挙区に分かれている場合には、当該選挙区の区域)が分割開票区により数開票区に分かれている場合には、当該市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、当該区選挙管理委員会)が設けた共通投票所の投票管理者から法第五十五条の規定により投票箱等(投票箱、投票録、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本(当該在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第六十五条の十一第二項及び第七十五条第一項において同じ。)をいう。次項から第四項までにおいて同じ。)の送致を受けるべき開票管理者は、当該市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、当該区選挙管理委員会)が指定した開票区の開票管理者とする。

2 指定都市以外の市町村の区域(当該区域が二以上の選挙区に分かれている場合には、当該選挙区の区域

）が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該市町村の選挙管理委員会
が設けた共通投票所の投票管理者から法第五十五条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者
は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた開票区の開票管理者とする。その協議が調わない場合
には、都道府県の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一 分割開票区及び数市町村合同開票区

二 数市町村合同開票区

3 指定都市の区の区域（当該区域が二以上の選挙区に分かれている場合には、当該選挙区の区域）が次に
掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区の選挙管理委員会が設けた共通
投票所の投票管理者から法第五十五条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、関係市町
村の選挙管理委員会が協議して定めた開票区の開票管理者とする。その協議が調わない場合には、都道府
県の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一 分割開票区及び数市町村合同開票区

二 分割開票区、数市町村合同開票区及び数区合同開票区

三 数市町村合同開票区

四 数市町村合同開票区及び数区合同開票区

4 指定都市の区の区域（当該区域が二以上の選挙区に分かれている場合には、当該選挙区の区域）が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区選挙管理委員会が設けた共通投票所の投票管理者から法第五十五条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一 分割開票区及び数区合同開票区

二 数区合同開票区

5 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区選挙管理委員会）は、第一項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

6 指定都市以外の市町村の選挙管理委員会（第二項の規定による協議に係る共通投票所を設けたものに限る。）は、同項の規定により開票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区

開票管理者に通知しなければならない。

7 指定都市の選挙管理委員会（第三項の規定による協議に係る共通投票所を設けた区の選挙管理委員会の置かれた区の属する指定都市の選挙管理委員会に限る。）は、同項の規定により開票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

8 都道府県の選挙管理委員会は、第二項又は第三項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該指定都市の選挙管理委員会及び区の選挙管理委員会）を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

9 指定都市の選挙管理委員会は、第四項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第四十九条の九中「（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれらの者）」を削る。

第四十九条の十一中「いう」の下に「。次条第一項から第四項までにおいて同じ」を加える。

第四章の四中第四十九条の十一の次に次の一条を加える。

(市町村の区域が数開票区に分かれている場合における投票箱等の送致を受けるべき開票管理者)

第四十九条の十二 市町村の区域(指定都市においては、区の区域)(当該区域が二以上の選挙区に分かれている場合には、当該選挙区の区域)が分割開票区により数開票区に分かれている場合には、当該市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、当該区選挙管理委員会)から法第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、当該市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、当該区選挙管理委員会)が指定した開票区の開票管理者とする。

2 指定都市以外の市町村の区域(当該区域が二以上の選挙区に分かれている場合には、当該選挙区の区域)が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該市町村の選挙管理委員会から法第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた開票区の開票管理者とする。

。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一 分割開票区及び数市町村合同開票区

二 数市町村合同開票区

3 指定都市の区の区域（当該区域が二以上の選挙区に分かれている場合には、当該選挙区の区域）が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区の選挙管理委員会から法第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた開票区の開票管理者とする。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一 分割開票区及び数市町村合同開票区

二 分割開票区、数市町村合同開票区及び数区合同開票区

三 数市町村合同開票区

四 数市町村合同開票区及び数区合同開票区

4 指定都市の区の区域（当該区域が二以上の選挙区に分かれている場合には、当該選挙区の区域）が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区の選挙管理委員会から法第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条の規定により投票箱等の送致を受けるべ

き開票管理者は、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一 分割開票区及び数区合同開票区

二 数区合同開票区

5 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、第一項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

6 指定都市以外の市町村の選挙管理委員会（第二項の規定による協議に係る期日前投票所を設けたものに限る。）は、同項の規定により開票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

7 指定都市の選挙管理委員会（第三項の規定による協議に係る期日前投票所を設けた区の選挙管理委員会）の置かれた区の属する指定都市の選挙管理委員会に限る。）は、同項の規定により開票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

8 都道府県の選挙管理委員会は、第二項又は第三項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該指定都市の選挙管理委員会及び区の選挙管理委員会）を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

9 指定都市の選挙管理委員会は、第四項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第六十五条の十一第二項中「（当該在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第七十五条第一項において同じ。）」を削る。

第六十六条の見出しを「（数市町村合同開票区の開票管理者等）」に改め、同条中「法第十八条第二項の規定によつて数町村の区域を合せて一開票区を設けた場合においては、」を「数市町村合同開票区の」に、「関係町村」を「関係市町村」に、「ととのわない場合においては」を「調わない場合には」に改め、同条に次の一項を加える。

2 数区合同開票区の開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、指定都市の選挙管理委員会が

指定した区の選挙管理委員会が選任しなければならない。

第六十七条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「数町村の区域を区域とする開票区」を「第一項の規定にかかわらず、数市町村合同開票区」に、「関係町村」を「関係市町村」に、「場合においては」を「場合には」に改め、同条第四項中「都道府県」を「第二項の規定にかかわらず、都道府県」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区」に、「開票管理者及びその職務を代理すべき者が」を「これらの者が」に、「においては」を「には」に、「関係町村」を「関係市町村」に改め、「書記」の下に「（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員若しくは選挙管理委員会の書記又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員若しくは選挙管理委員会の書記）」を加え、同条第六項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項の規定にかかわらず、数区合同開票区においては、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者をあらかじめ選任しておかなければならない。

6 第二項の規定にかかわらず、指定都市の選挙管理委員会の委員長は、数区合同開票区において、開票管

理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに関係区選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

第六十八条中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に、「においては」を「には」に改める。
第七十条の三の見出しを「(数市町村合同開票区の開票立会人となるべき者の届出等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

数市町村合同開票区においては、法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会(関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会)に対して行わなければならない。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会(関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会)に対して行わ

なければならない。

第七十条の三第二項中「関係町村」を「関係市町村」に、「町村の」を「市町村又は指定都市の区の」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「法第十八条第二項の規定により数町村の区域を合わせて一開票区を設けた場合」を「数市町村合同開票区」に、「による町村」を「による市町村」に、「べき町村」を「べき市町村又は指定都市の区」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 数市町村合同開票区においては、法第六十三条の規定による開票所を設ける場所の指定並びに法第六十条の規定による開票の場所及び日時の告示は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が当該指定及び告示を行う。

第七十条の三に次の四項を加える。

5 数区合同開票区においては、法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会に対して行わなければならない。

らない。

6 指定都市の選挙管理委員会は、前項の規定により、開票立会人となるべき者を届け出るべき区選挙管理委員会を指定した場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。

7 数区合同開票区においては、法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじ、同条第六項の規定によるくじを行うべき場所及び日時告示、同条第八項の規定による区選挙管理委員会が行う開票立会人の選任並びに前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、第五項の規定により開票立会人となるべき者を届け出るべき区選挙管理委員会が行う。

8 数区合同開票区においては、法第六十三条の規定による開票所を設ける場所の指定並びに法第六十四条の規定による開票の場所及び日時告示は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区選挙管理委員会が行う。

第七十六条第一項中「書類とともに」を「書類とともに、」に、「数町村の区域を区域とする開票区にあつては、次条第二項に規定する町村の選挙管理委員会」を「数市町村合同開票区にあつては次条第二項の規定により定められ、又は指定された市町村の選挙管理委員会とし、数区合同開票区にあつては同条第三項の

規定により指定された区の選挙管理委員会とする。次項において同じ。」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「前項」を「前項」に改め、「(数町村の区域を区域とする開票区にあつては、次条第二項に規定する町村の選挙管理委員会)」を削る。

第七十七条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、数市町村合同開票区については、開票に関する書類は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会(関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会)において、その協議が調わない場合には都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会(関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会)において、開票録、投票録及び投票とともに、同項の期間、保存しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、数区合同開票区については、開票に関する書類は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会において、開票録、投票録及び投票とともに、同項の期間、保存しな

ければならない。

第七十八条第一項中「法第七十三条」を「都道府県の選挙管理委員会は、法第七十三条」に、「市町村の選挙管理委員会にあつては開票管理者（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経て開票管理者）及び選挙長に、都道府県の選挙管理委員会にあつては数町村の区域を区域とする開票区」を「関係のある数市町村合同開票区」に改め、同条第二項中「その旨を」の下に「関係のある」を加え、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「選挙において」を「選挙においては」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、法第七十三条において準用する法第五十七条第一項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした場合及び当該開票の期日を定めた場合には、関係のある開票管理者（指定都市においては、関係のある数区合同開票区の開票管理者及び区の選挙管理委員会を経て関係の

ある開票管理者）及び選挙長に、直ちに、同項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ通知しなければならない。

第九十二条第一項中「当該各号」を、「当該各号」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区」に改め、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」の下に「（指定都市においては、区選挙管理委員会）」を、「による通知」の下に「（候補者の住所地の市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）に対する通知を除く。）」を加え、「場合においては」を「場合には」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、「（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経て投票管理者及び開票管理者）」を削り、同条第十項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで及び第七項」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区」に、「第六項」と、「第六項」を「第七項」と、第三項中「当該選挙長」とあるのは「合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」と、「第一項」とあるのは「第七項」と、第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項まで」を「第七項まで」に、「第六項」と、第五項」を「第七項」と、第三項中「当該選挙長」とあるのは「

都道府県の選挙管理委員会」と、「第一項」とあるのは「第七項」と、第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第六項」を「第七項」と、第三項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「第一項」とあるのは「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「においては」を「には」に改め、「市町村の選挙管理委員会」の下に「（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区選挙管理委員会）」を加え、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「場合においては」を「場合には」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「場合においては」を「場合には」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 衆議院小選挙区選出議員の選挙において、指定都市の選挙管理委員会は、当該選挙長から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第九十九条第一項中「によつて」を「により」に、「場合においては」を「場合には」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「都道府県の選挙における関係のある数市町村合同開票区」に改め、「に、」の下に「その旨を」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「場合においては」を「

場合には」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第百条第一項中「数町村の区域を区域とする開票区」を「関係のある数市町村合同開票区」に改め、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」の下に「（指定都市においては、区の選挙管理委員会）」を、「前項の」の下に「規定による」を加え、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第百一条第二項中「数町村の区域を区域とする開票区」を「関係のある数市町村合同開票区」に改め、同条第三項中「市町村の選挙管理委員会」の下に「（指定都市においては、区の選挙管理委員会）」を、「その旨を」の下に「関係のある」を加え、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は

数区合同開票区」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

4 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第二項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第二百二十六条の見出しを「(数市町村合同開票区を設けた場合等の氏名等の掲示の掲載の順序)」に改め、同条中「法第十八条第二項の規定によつて数町村の区域を合わせて一開票区を設けた場合においては、」を「数市町村合同開票区に属する投票区の投票所に係る」に改め、「による」の下に「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の」を加え、「関係町村」を「関係市町村」に改め、「あらかじめ」を削り、「町村の選挙管理委員会がこれを」を「市町村の選挙管理委員会(関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会)が」に、「においては、都道府県」を「には、都道府県」に改め、同条に次の一項を加える。

2 数区合同開票区に属する投票区の投票所に係る法第七十五条第三項の規定による衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の公職の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲

載の順序のくじは、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が行う。

第四百一条の三第一項中「第二条」を「第二条第一項及び第二項」に、「及び第四百四十四条」を「並びに第四百四十四条」に改め、同条第二項中「第九十二条」を「第十条の二第一項、第二項及び第五項、第十九条第四項、第二十六条の四、第四十六条第一項、第二項及び第四項、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項、第四十九条の十二第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項、第六十六条第一項、第六十七条第三項及び第四項、第七十条の三第一項から第四項まで、第七十七条第二項、第七十八条第一項、第二項及び第四項、第九十二条第一項、第二項及び第五項から第七項まで、第九十九条第一項及び第二項、第一百条第一項及び第二項、第一百一条第二項及び第三項」に、「及び第二百二十五条」を「、第二百二十五条、第二百二十六条第一項、第二百二十九条の五第二項並びに第二百三十一条第一項」に改める。

別表第三鹿児島県の項中「第五区」を「第四区」に改める。

別表第五衆議院小選挙区選出議員の選挙区の項中「鹿児島県第五区」を「鹿児島県第四区」に改める。

(施行期日)

第一条 この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（次項において「新令」という。）第二条第一項、別表第三及び別表第五の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

2 新令の規定（新令第二条第一項、別表第三及び別表第五の規定を除く。）、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第十一条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による

改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二十一条第一項及び第二十二条の規定、附則第七条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第七条第一項及び第八条の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第百六条、第百十四条及び第百七条中「第四十八条第一項及び第二項」を「第四十八条第一項から第四項まで」に、「第四項まで」を「第六項まで」に、「第七十八条第一項及び第二項」を「第七十八条第一項から第四項まで」に、「第四項まで」に改める。

第百八十二条第一項中「選挙管理委員会」の下に「（指定都市においては、区（総合区を含む）。第三項において同じ。）の選挙管理委員会」を加え、同条第二項中「これを」を「ついで」に改め、同項ただ

し書中「但し、」を「この場合において、同項中」に改め、「の選挙管理委員会」の下に「（指定都市において、区（総合区を含む。第三項において同じ。）の選挙管理委員会）」を加え、「当該」を「当該」に改め、「管理する選挙管理委員会」との下に「、「開票区ごとに三人」とあるのは「三人」と、「開票管理者」とあるのは「選挙長」と」を加え、同条第三項中「指定都市にあつては区及び総合区の選挙管理委員会」を削り、「数町村の区域を合わせて設けた開票区による場合にあつては関係町村」を「数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合には関係市町村」に、「の協議により定めた町村」を「が協議して定めた市町村」に、「又はその」を「（その）」に、「都道府県」を「都道府県」に、「がこれを」を「」が、同項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合には当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が、それぞれ」に改める。

第百八十四条中「公職選挙法施行令」の下に「第九条の二、第十条の二、」を加え、「第四十八条第一項及び第二項」を「第四十八条第一項から第四項まで」に、「第四項まで」を「第六項まで」に、「第七十八條第一項及び第二項」を「第七十八條第一項から第四項まで」に改める。

第二百十三条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百五条の四中「第四十八条第一項及び第二項」を「第四十八条第一項から第四項まで」に、「第四項まで」を「第六項まで」に、「第七十八条第一項及び第二項」を「第七十八条第一項から第四項まで」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正）

第四条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けた場合等における投票等の保存）」に改め、同条中「数町村」を「数市町村」に、「を区域とする」を「の全部又は一部を合わせて設けた」に、「においては」を「については」に、「関係町村」を「関係市町村」に改め、「あらかじめ」を削り、「定めた町村の選挙管理委員会」を「定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区（総合区を含む。以下この条において同じ。）の選挙管理委員会）」に、「指定した町村の選挙管理委員会」を「指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以

外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会」に、「十年間」を「十年間、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区については、審査の投票及び投票録その他審査の投票に関する書類並びに審査の開票録その他審査の開票に関する書類は、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会において、前項の期間、保存しなければならない。

第三十二条第二項中「規定（」の下に「第十一条第一項及び」を加え、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の」及び「（別記様式備考第二号において「指定都市」という。）」を削る。

（漁業法施行令の一部改正）

第五条 漁業法施行令の一部を次のように改正する。

第九条中「公職選挙法施行令」の下に「第九条の二（投票区の廃止又は変更の告示）、第十条の二（市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の手続）」を、「第四十四条の二」の下に「、第四十六条第四項」を加え、「第四十八条第三項及び第四項」を「第四十八条第四項から第六項まで」に、「第六十七

条第五項及び第六項」を「第六十七条第七項及び第八項」に、「第七十八条第三項及び第四項」を「第七十八条第四項から第六項まで」に、「第九十二条（公職の候補者等に関する通知）第十項」を「第九十二条第十一項」に、「第三項まで」を「第四項まで（公職の候補者等に関する通知）」に改め、同条の表第九十二条第十項において読み替えて準用する同条第一項の項中「第九十二条第十項」を「第九十二条第十項」に改め、同表第九十二条第十項において読み替えて準用する同条第一項及び第三項の項中「第九十二条第十項」を「第九十二条第十一項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第二十三条中「公職選挙法施行令」の下に「第九条の二（投票区の廃止又は変更の告示）、第十条の二（市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の手続）」を、「第四十四条の二」の下に「、第四十六条第四項」を加え、「第四十八条第三項及び第四項」を「第四十八条第四項から第六項まで」に、「第六十七条第五項及び第六項」を「第六十七条第七項及び第八項」に、「第七十八条第三項及び第四項」を「第七十八条第四項から第六項まで」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第六条 市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次項及び次条第一項において」を「以下」に改める。

第二十一条第一項中「選挙管理委員会」の下に「（法第五条第三十二項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合には、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会）」を加え、同条第二項中「同項中」の下に「市町村の選挙管理委員会（法第五条第三十二項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合には、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会）」とあるのは「市町村の選挙管理委員会」と、「」を加える。

第二十二条中「公職選挙法施行令」の下に「第九条の二、第十条の二第一項及び第三項から第五項まで、」を加え、「第四十六条第一項及び第四十八条第一項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）」を「第四十六条第四項、第四十八条第四項」に改め、「係る部分に限る。」の下に「並びに第四十九条第二項、第三項及び第六項から第八項まで」を、「第四章の四」の下に「（第四十九条の十二第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。）」を加え、「第六十七条第一項及

び第二項」を「第六十六条第二項、第六十七条第一項、第二項、第五項及び第六項」に、「第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）」を「及び第三項、第七十八条第四項」に、「第一項第七号」を「第一項第十一号及び第十二号」に改め、同条の表第五十九条の五の二の項の次に次のように加える。

第六十六条第二項	当該選挙	指定都市の議会の議員及び長
第六十七条第一項	当該選挙	市町村の議会の議員及び長
第六十七条第五項	当該選挙	指定都市の議会の議員及び長

第二十二條の表第六十八條の項中

第六十六条若しくは前条第一項若しくは第三項	前条第一項
第六十六条若しくは前条第一項、第三項若しくは第五項	第六十六条第二項若しくは前条第一項若しくは第五項

を

に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第七条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 投票人名簿（第一条―第十一条）」を

「第一章 投票区及び開票区（第一条・第一条

第一章の二 投票人名簿（第一条の三―第十

の二）

に、「第六十三条」を「第六十三条の二」に改める。
一条）」

第一条第一項中「日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の三とする。

第二条第一号中「（昭和二十五年政令第八十九号）」を削る。

第四条第二項中「（昭和二十五年法律第百号）」を削る。

第一章を第一章の二とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章 投票区及び開票区

（投票区の廃止又は変更の告示）

第一条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第九条の二の規定は、日本国憲法の改正手続

に関する法律（以下「法」という。）第七条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十七条第二項の規定により市町村の選挙管理委員会が市町村の区域を分けて数投票区を設ける場合について準用する。

（市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の手続）

第一条の二 公職選挙法施行令第十条の二の規定は、法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により都道府県の選挙管理委員会が市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設ける場合について準用する。

第十二条中「第一条」を「第一条の三」に改める。

第五十八条第一項中「によって」を「により」に、「場合においては」を「場合には」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区（法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により数市町村の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。以下同じ。）」に、「これ」を「その旨」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「場合においては」を「場合には」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区

(法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。以下同じ。)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第五十九条第一項中「場合においては」を「場合には」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区」に改め、同条第二項中「場合においては」を「場合には」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第六十三条の見出し中「かぎ」を「鍵」に改め、同条中「によつて」を「により」に改め、「いう」の下に「。次条第一項から第四項までにおいて同じ」を加え、「においては」を「には」に、「かぎ」を「鍵」に改める。

第三章第二節中第六十三条の次に次の一条を加える。

(市町村の区域が数開票区に分かれている場合における投票箱等の送致を受けるべき開票管理者)

第六十三条の二 市町村の区域(指定都市においては、区の区域)が分割開票区(法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により市町村の区域(指定都市においては、区の区域)を分けて設けられる開票区をいう。次項から第四項までにおいて同じ。)により数開票区に分かれている場合は、当該市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、当該区選挙管理委員会)から法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、当該市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、当該区選挙管理委員会)が指定した開票区の開票管理者とする。

2 指定都市以外の市町村の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該市町村の選挙管理委員会から法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた開票区の開票管理者とする。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した開

票区の開票管理者とする。

一 分割開票区及び数市町村合同開票区

二 数市町村合同開票区

3 指定都市の区の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区の選挙管理委員会から法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた開票区の開票管理者とする。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一 分割開票区及び数市町村合同開票区

二 分割開票区、数市町村合同開票区及び数区合同開票区

三 数市町村合同開票区

四 数市町村合同開票区及び数区合同開票区

4 指定都市の区の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区

の選挙管理委員会から法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一 分割開票区及び数区合同開票区

二 数区合同開票区

5 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、第一項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

6 指定都市以外の市町村の選挙管理委員会（第二項の規定による協議に係る期日前投票所を設けたものに限る。）は、同項の規定により開票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

7 指定都市の選挙管理委員会（第三項の規定による協議に係る期日前投票所を設けた区の選挙管理委員会の置かれた区の属する指定都市の選挙管理委員会に限る。）は、同項の規定により開票区を定めた場

合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

8 都道府県の選挙管理委員会は、第二項又は第三項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該指定都市の選挙管理委員会及び区の選挙管理委員会）を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

9 指定都市の選挙管理委員会は、第四項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第百八条の見出しを「（数市町村合同開票区の開票管理者等）」に改め、同条中「法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定によって数町村の区域を合わせて一開票区を設けた場合においては、」を「数市町村合同開票区の」に、「関係町村」を「関係市町村」に、「調わない場合においては」を「調わない場合には」に改め、同条に次の一項を加える。

2 数区合同開票区の開票管理者は、国民投票の投票権を有する者の中から、指定都市の選挙管理委員会
が指定した区の選挙管理委員会が選任しなければならない。

第百九条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「数町村の区域を区域とする開票区」を「第一項の規定にかかわらず、数市町村合同開票区」に、「関係町村」を「関係市町村」に、「場合においては」を「場合には」に改め、同条第四項中「都道府県」を「第二項の規定にかかわらず、都道府県」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区」に、「においては」を「には」に、「関係町村」を「関係市町村」に改め、「書記」の下に「（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員若しくは選挙管理委員会の書記又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員若しくは選挙管理委員会の書記）」を加え、同条に次の二項を加える。

5 第一項の規定にかかわらず、数区合同開票区においては、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会は、国民投票の投票権を有する者の中から、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者をあらかじめ選任しておかなければならない。

6 第二項の規定にかかわらず、指定都市の選挙管理委員会の委員長は、数区合同開票区において、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに、関係区の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者

を選任しなければならない。

第一百条中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に、「においては」を「には」に改める。
第一百三条の見出しを「(数市町村合同開票区の開票立会人となるべき者の届出等)」に改め、同条第二項を次のように改める。

数市町村合同開票区においては、法第七十六条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会(関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会)に対して行わなければならない。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会(関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会)に対して行わなければならない。

第一百三条第二項中「関係町村」を「関係市町村」に、「町村の」を「市町村又は指定都市の区の」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二

項の規定により数町村の区域を合わせて一開票区を設けた場合」を「数市町村合同開票区」に、「による町村」を「による市町村」に、「べき町村」を「べき市町村又は指定都市の区」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 数市町村合同開票区においては、法第七十七条の規定による開票所を設ける場所の指定並びに法第七十八条の規定による開票の場所及び日時の告示は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が当該指定及び告示を行う。

第百十三条に次の四項を加える。

5 数区合同開票区においては、法第七十六条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会に対して行わなければならない。

6 指定都市の選挙管理委員会は、前項の規定により、開票立会人となるべき者を届け出るべき区の選挙管理委員会を指定した場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。

7 数区合同開票区においては、法第七十六条第二項の規定によるくじ、同条第三項の規定によるくじを行うべき場所及び日時 of 告示、同条第四項の規定による区 of 選挙管理委員会が行う開票立会人の選任並びに前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、第五項の規定により開票立会人となるべき者を届け出るべき区 of 選挙管理委員会が行う。

8 数区合同開票区においては、法第七十七条の規定による開票所を設ける場所 of 指定並びに法第七十八条の規定による開票の場所及び日時 of 告示は、指定都市 of 選挙管理委員会が指定した区 of 選挙管理委員会が行う。

第二百二十条第一項中「書類とともに」を「書類とともに、」に、「数町村 of 区域を区域とする開票区にあつては、次条第二項に規定する町村 of 選挙管理委員会」を「数市町村合同開票区にあつては次条第二項の規定により定められ、又は指定された市町村 of 選挙管理委員会とし、数区合同開票区にあつては同条第三項の規定により指定された区 of 選挙管理委員会とする。次項において同じ。」に改め、同条第二項中「によって」を「により」に、「前項」を「前項」に改め、「(数町村 of 区域を区域とする開票区にあつては、次条第二項に規定する町村 of 選挙管理委員会)」を削る。

第二百一十一条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、数市町村合同開票区については、開票に関する書類は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）において、その協議が調わない場合には都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）において、開票録、投票録及び投票とともに、同項の期間、保存しなければならない。

第二百一十一条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、数区合同開票区については、開票に関する書類は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会において、開票録、投票録及び投票とともに、同項の期間、保存しなければならない。

第二百二十二条第一項中「においては、数町村の区域を区域とする開票区」を「には、関係のある数市町

村合同開票区」に改め、同条第二項中「場合においては」を「場合には」に改め、「その旨を」の下に「関係のある」を加え、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第四百四十二条第一項中「においては」の下に「、第一条、第一条の二、第四条第二項及び第三項」を加え、「第七十条第一項及び」を「第七十条第一項並びに」に改め、同条第二項中「においては」の下に「、第五十八条第一項及び第二項、第五十九条第一項及び第二項、第六十三条の二第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項、第一百八条第一項、第一百九条第三項及び第四項、第一百三十三条第一項から第四項まで、第二百一十一条第二項、第二百二十二条第一項及び第二項並びに第三百三十六条第一項の規定を除き」を加える。

(大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正)

第八条 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「指定都市」の下に「（以下この項において「指定都市」という。）」を加え、「区又は総合区の選挙管理委員会」を「区（総合区を含む。以下この項において同じ。）」の選挙管理委員会とし、法第七条第六項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合にあつては当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会とする。」に改め、同条第二項中「同項中」の下に「関係市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては区（総合区を含む。以下この項において同じ。）の選挙管理委員会とし、法第七条第六項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合にあつては当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会とする。）」とあるのは「関係市町村の選挙管理委員会」と、「」を加える。

第八条中「（昭和二十五年政令第八十九号）」の下に「第九条の二、第十条の二第一項及び第三項から第五項まで、」を加え、「第四十六条第一項及び第四十八条第一項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）」を「第四十六条第四項、第四十八条第四項」に改め、「係る部分

に限る。）」の下に「並びに第四十九条第二項、第三項及び第六項から第八項まで」を、「第四章の四」の下に「（第四十九条の十二第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。）」を加え、「第六十七条第一項及び第二項」を「第六十六条第二項、第六十七条第一項、第二項、第五項及び第六項」に、「第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）」を「及び第三項、第七十八条第四項」に、「第一項第七号」を「第一項第十一号及び第十二号」に改め、同条の表第五十九条の五の二の項の次に次のように加える。

第六十六条第二項	当該選挙	指定都市の議会の議員及び長
第六十七条第一項	当該選挙	市町村の議会の議員及び長
第六十七条第五項	当該選挙	指定都市の議会の議員及び長

第八条の表第六十八条の項中

第六十六条若しくは前条第一項若しくは第三項	前条第一項
第六十六条若しくは前条第一項、第六十六条第二項若しくは前条第一	

を

に改める。

三項若しくは第五項

項若しくは第五項

理由

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設ける場合に係る規定の整備を行うとともに、選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区の改定を行う等の必要があるからである。